

墨田区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第12号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「設置又は」を「設置し、又は」に改める。

第8条中「休止又は」を「休止し、又は」に改める。

第9条第1号中「・氏名」を「、氏名」に改める。

第13条本文中「次の」を「、次の」に改め、同条ただし書中「までに」の次に「掲げる行為に」を加える。

第15条の2及び第15条の3中「、墨田区屋内プール体育館、墨田区弓道場」を削る。

別表第3 1土地の使用料の部中「792円」を「950円」に改め、同表2公園施設の部中「15,500円」を「16,100円」に改める。

別表第4中「1,185円」を「1,422円」に、「585円」を「702円」に、「878円」を「1,053円」に、「351円」を「421円」に、「418円」を「501円」に、「292円」を「350円」に、「321円」を「385円」に、「477円」を「572円」に、「6,960円」を「8,352円」に、「10,875円」を「13,050円」に、「29円」を「34円」に改める。

別表第5中

「

墨田区立堤通公園	庭球場	堤通公園テニス・コート	2面
墨田区立隅田公園	体育館	墨田区屋内プール体育館	1箇所
墨田区立隅田公園	野球場	隅田公園少年野球場	1面

」

「

墨田区立堤通公園	庭球場	堤通公園テニス・コート	2面
墨田区立隅田公園	野球場	隅田公園少年野球場	1面

」

改める。

別表第6庭球場の項の次に次のように加える。

弓道場	貸切りの場合、1回	午前（午前9時から正午まで）	1,800円
		午後（午後0時30分から午後4時30分まで）	2,200円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	3,900円
		全日（午前9時から午後9時まで）	6,100円
	貸切りでない場合、1人、1回、4時間以内		300円

別表第6付記2中「3,000円」を「、3,000円」に改め、同表付記に次のように加える。

3 貸切りで弓道場を使用する場合において、「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用するときの中間時間については、使用料を徴収しない。

4 付属設備及び器具を使用して弓道場を使用する場合は、付属設備及び器具1種、4時間以内の使用につき400円の範囲内で規則で定める使用料を徴収する。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3、別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料から適用する。